

令和6年度第1回木更津市行政不服審査会 会議録

○開催日時：令和6年6月28日（金） 午後3時から午後5時まで

○開催場所：木更津市役所駅前庁舎8階 会議室2

○出席者氏名

審査会委員：渡邊秀孝（会長）、井元岳史（副会長）、清水幸雄

木更津市：田中副市長、植野総務部長

（事務局）総務部総務課 中原総務部次長（兼総務課長）、渡辺課長補佐、河上係長、
石井主査、梅田主任主事、鈴木主任主事

○公開非公開の別：非公開

○会議の内容

河上係長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまより、令和6年度第1回木更津市行政不服審査会を開催いたします。

私は、進行を務めさせていただきます総務部総務課法規係長の河上でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、木更津市行政不服審査会委員の委嘱状交付式を行います。田中副市長から委嘱状を皆様に交付させていただきます。

皆様方には、自席にてお受け取りいただきたいと思います。お名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場でご起立くださるよう、お願いいたします。

中原次長 井元岳史様。

田中副市長 委嘱状、井元岳史様。木更津市行政不服審査会委員に委嘱します。委嘱期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までとします。令和6年4月1日、木更津市長渡辺芳邦。よろしくお願いいたします。

中原次長 清水幸雄様。

田中副市長 委嘱状、清水幸雄様。木更津市行政不服審査会委員に委嘱します。委嘱期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までとします。令和6年4月1日、木更津市長渡辺芳邦。よろしくお願いいたします。

中原次長 渡邊秀孝様。

田中副市長 委嘱状、渡邊秀孝様。木更津市行政不服審査会委員に委嘱します。委嘱期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までとします。令和6年4月1日、木更津市長渡辺芳

邦。よろしくお願いいたします。

河上係長 ありがとうございました。

続きまして、田中副市長より、ご挨拶を申し上げます。

田中副市長 皆様、こんにちは。副市長の田中でございます。

本来であれば、渡辺市長からご挨拶を申し上げるべきところでございますが、出席がございませんので、代わりまして私から一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中行政不服審査会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日頃より市政各般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、このたびは、当審査会委員をお願いいたしましたところ、快くお引き受け頂き、重ねて御礼を申し上げます。

行政不服審査制度は、行政の違法又は不当な処分等の行為に関し簡易迅速に、国民の権利利益の救済を図る制度でございます。平成 26 年の行政不服審査法の改正に伴い、本市におきましては、平成 27 年 12 月に木更津市行政不服審査法施行条例を制定し、当審査会を設置いたしました。当審査会は、行政の処分に対する審査請求が行われた際、審査請求に係る事案について調査、審議をして頂く機関でございます。

皆様におかれましては、ご多忙のこととは存じますが、当審査会委員として、適正かつ公正な市政の執行、運営にお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

河上係長 ありがとうございます。

なお、副市長はここで退席とさせていただきます。ご了承くださるようお願いいたします。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

植野部長 総務部長の植野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

中原次長 総務部次長兼総務課長の中原でございます。よろしくお願いいたします。

渡辺補佐 総務課課長補佐の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

河上係長 改めまして、総務課法規係長の河上です。よろしくお願いいたします。

石井主査 総務課の石井と申します。よろしくお願いいたします。

梅田主任主事 総務課の梅田と申します。よろしくお願いいたします。

鈴木主任主事 総務課の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

河上係長 次に、会議の成立について報告いたします。

本審査会の会議は、木更津市行政不服審査法施行条例第 8 条第 2 項の規定により、すべての委員の出席がなければ開くことができないとされております。

審査会の委員の定数は 3 名、本日の出席委員は 3 名となっており、すべての委員が出席されておりますので、本日の会議は成立しましたので報告いたします。

次に、事務局よりお伺いいたします。

今回の審査会は、審査請求による審査が予定されておりますので、本審査会については、諮問の審議に係る部分から、非公開とさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。
各委員 異議無し。

河上係長 それでは議事に移ります。

まず、次第の4、会長・副会長の互選でございますが、木更津市行政不服審査法施行条例第8条第1項の規定により、会長が議長となると定められております。

現在、会長が定まっておりますので、会長が決まるまでの間、議事進行につきましては、植野部長に仮議長をお願いしたいと存じます。

植野部長、よろしくお願いいたします。

植野部長 改めまして、総務部長の植野でございます。

委員の皆様には、本日はお忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

会長が決まるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

本審査会の会長及び副会長は、木更津市行政不服審査法施行条例第5条第2項の規定により、委員の互選により定めるとされております。

委員の皆様にお諮りいたしますが、審査会の会長についていかがいたしましょうか。

清水委員 はい。

植野部長 清水委員、お願いします。

清水委員 前回と同じメンバーで構成されておりますので、前回と同じように、渡邊先生に会長をお願いできたら、大変助かるというのもおかしな話ですけれども、渡邊先生を推薦させていただきたいと思います。

植野部長 ただいま、会長に渡邊委員を、とのお声がございましたが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

各委員 異議無し。

植野部長 では、会長は渡邊委員をお願いしたいと存じます。

それでは、渡邊委員から一言ごあいさつを頂戴したいと存じます。

渡邊委員 改めましてこんにちは。引き続き会長を務めさせていただきます。井元先生、清水先生、改めましてよろしくお願いいたします。

審査請求の申立が随時出ているような状況があつて、中には申立の審議がスムーズではないのではないか、時間がかかっているのではないかとといった声もあと聞いております。

丁寧なご対応を皆さんしていただいていると思うのですが、良い意味での形式的な手続がやっぱり求められているのではないのかなというふうに思う次第でして、結果的に手続にと

引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、以後の議事進行につきましては渡邊会長にお願いいたしまして、私は席を移らせていただきます。渡邊会長、よろしくお願いいたします。

それでは、副会長についてお諮りいたしますが、副会長については井元先生にお願いしてもよろしいでしょうか。

渡邊会長 ご同意いただきましてありがとうございます。それでは、副会長は井元先生にお願いしたく存じます。

それでは議題に入らせていただきますが、本日の議題として挙げられておりますのは、諮問1のマンションの関係の事案と諮問2の下水道の関係の事案ということになりますね。

なお、諮問1の資料につきましては、既に郵送させていただいております。

それでは、植野部長、よろしくお願いいたします。

令和6年1月15日、木更津市行政不服審査会御中、審査庁、木更津市長、渡辺芳邦。

[illegible]

処分の概要。補助金の交付申請額〇, 〇〇〇万〇, 〇〇〇円に対して、補助金の交付決定額、〇〇〇万円と、処分を受けた。

